

令和8年度AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育
強化事業の業務委託仕様書（プロポーザル用）

令和8年4月

福島県教育委員会
義務教育課

1 概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業委託業務（以下、「本業務」という。）

(2) 事業の背景及び目的

I 英語の授業におけるAIの活用

グローバル化が進む現代において、地域の魅力を発信する等の発信力を育むことはグローバル人材の育成にとって不可欠な要素である。生徒の英語力は向上傾向にあるが、社会の期待とは依然として大きな乖離があり、英語を使う機会の少なさや学習の動機付けの強化に課題がある。

そこで本事業では、AIを効果的に活用することで、従来の対面指導のみでは困難であった課題を克服し、生徒一人一人の「発信力」を質・量の両面から引き上げることをねらいとする。

そのため、本事業では、現状の英語教育の課題として、以下の3点を中心に据えてAIを活用することにより、生徒の英語による発信力の向上を目指す。

- ① 対人での英会話に不安を感じる生徒に対し、AIを「間違えても恥ずかしくない」練習の場として提供することで、心理的安全性を確保しながら、生徒全員が同時に「1対1」で英語を使用できる環境を確保する。
- ② 教師一人では物理的に限界があった個別の添削や発音指導を、AIの即時フィードバック機能によって補完する。生徒が自身の表現をその場で修正・改善することで、学習の定着率を向上させる。
- ③ AIを、考えを整理するための思考の壁打ち相手として活用し、文章のまとまりや自分らしい表現を練り上げ、自分の考えや地域の魅力を発信するなどの言語活動へとつなげることで、正確さと流暢さを兼ね備えた英語力を育成する。

II 取組の波及（中高連携）

本事業では、高校教育課において、各県立高校のモデル校でAIプロンプトの研究を通して、英語授業におけるAIの活用について実証研究を行う。AI活用の基本的な考え方について学ぶ研修会や高校教員からの「AIでできること」、中学校教員からの「生徒の状況に応じたAIの活用」等について情報を共有するワークショップを通して、互いの実践をより一層充実させるとともに、AIや英語教育に関心のある小・中・高教員や指導主事と情報交換を行うことで、AIの活用促進を図る。
※ 本業務においては主に「話すこと」と「書くこと」を強化するための取組を重点的に行う。

(3) 委託の範囲

- ① 本業務の委託の範囲は、令和8年3月に文部科学省が公表した「令和7年度AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業」の委託要項によって、本県事業の以下の業務を再委託することとする。

ア AI英語学習アプリの提供

イ 学習管理システムの提供

ウ 教員または生徒向けの学習アプリ利用方法についての支援

エ 福島県教育委員会が主催するAIの活用に係る研修会等への協力

エ 実証研究成果報告のための資料収集及び提供

オ 成果報告書の納品

- ② 上記委託の範囲について、次の点を予め了承の上、提案すること。

ア 受託者決定後の契約は、福島県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）と締結すること。

イ 契約段階において、提案を受けた仕様の変更等があり得ること。

ウ 本業務の遂行にあたっては、発注者である県教育委員会と十分な連絡体制を構築することとし、進捗状況等を定期的に報告すること。

エ 原則として、契約締結後の増額はしないこと。

2 本業務の概要

(1) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年1月29日（金）までとする。

(2) 業務スケジュール（案）

スケジュールの概要は、以下のとおり想定している。受託者が、業務を円滑に進めることができるスケジュールを提案しても構わない。詳細な日程は、協議の上、決定する。

時 期	内 容
4月下旬	事業モデル校への事前説明
5月上旬 5月中旬	実証開始（第1回英語力測定・アンケート調査実施） 再委託先との契約締結
7月	AIの活用に係る研修会（オンライン）
10月	AIの活用に係るワークショップ（参集）
12月末	第2回英語力測定・アンケート調査実施
12月	事業成果検証
1月	事業報告書提出

(3) 調査対象

- ・ 福島県立会津学鳳中学校1校 全学年 210名（予定）

(4) 業務実施体制

① 体制

受託者は、本業務を確実に実施するための組織的な体制を整え、各担当の役割と責任を明確にし、体制表（任意様式）を県教育委員会に提案すること。

② 達成目標

ア AIの活用に係る研修会の実施

イ AIの活用に係るワークショップの実施

ウ 成果報告（2月）

③ 調査対象校について、個別の分析結果を作成し、県教育委員会に提出すること。

④ 生徒の「話すこと」、「書くこと」における英語運用力の実態、学級または学年別の傾向を的確に把握するとともに、県が設置する成果報告会等において、全体的な傾向とその指導改善の方向性について、参加者に広く周知すること。

⑤ 事情により、本事業に関する説明会や研修等を開催できない場合は、DVDの配付やオンラインでの開催とすること。

(5) その他留意事項

① 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

② 再委託について

受託者は、この契約の履行について、第三者に委託してはならない。ただし、県教育委員会の承認を得た時はこの限りでない。

3 機能要件

本業務で使用する学習アプリは以下の要件を満たすこととする。

(1) 基本要件

ア クラウド配信型のサービスであり、調査対象校及び各家庭から利用可能であること。

イ 対応OSはChromeOS、Windows、iOSであること。

- ウ 専用ソフトウェアをインストールする必要がなく、Chrome、Microsoft Edge、Safari 等の標準的なブラウザで利用可能であること。
- エ サービスにアクセスする際に、福島県が児童生徒及び教職員に配付している Google アカウントを使ったシングルサインオンが可能であること。
- オ システム及びサービスの内容は、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver. 2.0.」（文部科学省 令和 6 年 12 月 26 日）に沿ったものとする。
- カ 生徒が入力した情報が、生成 AI の機械学習に用いられないなど、生徒のプライバシー保護やセキュリティ対策が保持されていること。
- キ 有害な内容（暴力・憎悪・性的・自傷行為など）を生徒が質問した場合、フィルタリングにより除外する、あるいは回答しないなどの対応をすること。
- ク アカウントは各調査対象校の生徒と教職員、教育委員会に対して個別に付与されること。
- ケ アカウントを付与された者が校内外においてサービスにアクセスし、利用可能であること。

(2) 機能要件

① 「話すこと」に関する機能要件

生徒が人同士の対話への心理的障壁を低減し、練習量を確保するため、次の要件を満たすこと。

ア 音読練習機能

生徒が練習したい英文について、発音を確認したり、自分の音声を入力したりして AI からフィードバックを受けることができる。

イ AI との英会話機能

教科書の単元や文法など、教師がテーマや条件を設定した課題について、生徒が AI と 1 対 1 で英会話を行うことができ、使用した語彙数や表現などを確認しながら繰り返し練習することができる。

② 「書くこと」に関する機能要件

ア ライティング添削機能

テーマや使用する語彙数、文法など、教師が授業の内容に合わせて達成条件を設定し、AI がその条件に従って生徒の英作文を即時に添削し、フィードバックすることができる。

イ 学習評価機能

教師が作成した課題について、生徒の取組状況や記述した内容、AI による評価の結果等を確認して総合的な評価やコメントを生徒に示すことができる。

③ 自己調整学習に関する機能

ア AI による個別支援機能

生徒が課題に取り組む中で、分からない語彙や表現等について AI に質問し、発音や用法を確認することができる。

イ 学習管理機能

教師が生徒の学習状況を把握して指導にいかすため、生徒個別、学級別、学年全体で学習成果や学習状況（生徒の発話や記述と、AI による添削等の記録）をリアルタイムで把握する学習管理機能を有すること。

4 サポート要件

(1) 保守対応

- ① ソフトウェアを含めたシステムの保守管理を行うこと。
- ② 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。
- ③ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、授業への影響が最小限となるよう対応すること。

(2) 導入時の操作研修や継続的な情報提供

導入時に調査対象校の教職員に対し、操作方法等の研修（オンラインあるいはオンデマンドも可とする。）を実施すること。AI 学習支援アプリを効果的に活用できるよう、活用事例など、年間をとおして継続的な情報提供を行うこと。

5 個人情報保護・セキュリティ要件

- (1) 本システムに係るデータについては、個人情報保護と情報セキュリティを遵守できる情報管理体制を整備していること。
- (2) 本業務の遂行に当たり、次の各項に示す法令等のほか、関係する法令等を遵守すること。
 - ① 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
 - ② 著作権法
 - ③ 行政機関の保有する電子計算機処理にかかる個人情報の保護に関する法律
 - ④ 福島県個人情報保護条例
 - ⑤ 福島県情報セキュリティポリシー
 - ⑥ 福島県教育委員会教育情報セキュリティポリシー
 - ⑦ 個人情報保護管理者、個人情報保護担当者、内部監査責任者等の個人情報を保護するための組織的体制を有していること。
 - ⑧ 個人情報・セキュリティに関する基本方針・規程・マニュアル等の整備が行われていること。
 - ⑨ 個人情報・セキュリティの安全管理に関する従業者の役割及び責任についての教育・訓練が行われていること。
 - ⑩ 機能アップデート、内容の修正等が行われた際には追加費用なく適用されること。また、その際にユーザー側の操作は必要なく反映されること。

6 納品物

各納品物は、電子媒体にて1部ずつ、「納品場所及び納入期限」に示された場所に提出すること。

(1) 納品物及び記載事項

納品物		記載事項
1	ライセンス証書	生徒用及び教職員用アカウントのライセンス一覧 ※福島県教育委員会に対しては全アカウント
2	基本設計書	システムについて
3	操作マニュアル	システム利用者が使用するマニュアル
4	業務計画書	カスタマイズや保守運用の予定表

(2) 納品場所及び納入期限

福島県教育委員会義務教育課

令和8年6月10日（水）までに納品すること

7 成果品

(1) 成果品

受託者は、上記「1(3) 委託の範囲」の成果品として、次の2点を取りまとめた事業報告書を提出する。

- ① 各調査対象校における実践内容の実践記録
調査対象校における生徒のAI活用の状況及び教師の学習管理機能の使用状況に関する記録
- ② 事業報告書
事業全体の成果をまとめたもの

(2) 成果品の著作権

成果品として指定する納品資料及び本業務に付随して、県により作成・発生・所有する全てのデータ及び著作物は、特に定める場合を除き、すべて県に帰属するものとする。受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利、プログラム等の著作物（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

納入される成果品に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。

8 経費負担区分

- (1) 委託者は、業務委託に要する経費(以下「委託費」という。)を負担するものとし、受託者は、それ以外に要する経費を負担する。

9 実績要件

本業務の受託者は、過去3年間において、都道府県又は100校以上の規模を有する自治体において類似業務、生成AIアプリケーションを活用した外国語教育での実証研究実績が1件以上あること。

10 教議、打合せ等

委託者が必要とした場合は、本業務に係る協議、打合せ等を行うこと。また、協議、打合せ等にあたっては、委託者の指示する資料及び情報を提供すること。